

## 薬の依頼書

保育園長 あて

園児氏名

つき・ほし・ゆき・はな 組

依頼者 保護者氏名

昼間の連絡先: Tel ① - - 職場・自宅・携帯

Tel ② - - 職場・自宅・携帯

Tel ③ - - 職場・自宅・携帯

※複数の連絡先を必ず記入してください

医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので、このとおり与薬をお願いいたします。  
なお、与薬にあたっての責任は全て保護者にあることを承知します。

依頼日	令和 年 月 日					
与薬期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (5日以上は改めて提出が必要)					
病院名・医師名	病院・医院 (Tel - ) 先生		調剤薬局名	(Tel - - )		
病名 (または症状)						
持参した薬について	薬をのむ (使う)時間	昼食前・昼食後・その他( 時頃)				
	薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・かぜ薬・外用薬( ) その他( )				
	薬の形状 薬の数	粉薬( 包)・液( 個)・粒( 個)・塗り薬( 個)・その他( )( 個)				
	保管方法	室温・冷蔵庫・その他( )				
	外用薬の 使用方法	(使用する部位、薬の量、使用方法など 具体的に)				
その他の注意事項(医師からの指示・副作用等)						
処 理 欄	保護者	依頼日	/	/	/	◇薬局からの調剤内容を示す書類を添付してください。(園で確認後お返しします。)
		印 (サイン)				
	職員 受領	印 (サイン)				◇薬は登園時に保育士に手渡しをしてください。
		職員 投与	印 (サイン)			

- ◇ 依頼書は毎日薬連絡袋に入れてお返します。翌日は処理欄に依頼日の記入と押印(またはサイン)をして薬と依頼書を連絡袋に入れて持参してください。
- ◇ 5日を超える場合は改めて依頼書を提出してください。
- ◇ 医師の処方した薬以外は与薬できません。
- ◇ この用紙は保育園にありますので、不足する場合は園へお伝えください。

【与薬が終了したときは、この用紙を専用袋に入れて園へ提出してください。園で保管します。】

## 薬についてのお願い

飯山市教育委員会

お子さんの病気が回復期にあり、状態が落ち着いて登園可能となったときは、次のとおり保育園でお薬をお預かりし、保護者に代わって保育士がお子さんに薬を与えます。本来ならば子どもへの薬は保護者が与えるべきものですが、やむを得ない場合に保育園が保護者からの依頼に基づき協力をさせていただくものです。

下記事項を確認いただき、園での取り扱いについてご理解のうえ、薬を持参いただきますようお願いいたします。

### ■薬について

1) 薬は、医師の診断を受け処方された薬に限ります。

市販薬や以前に処方された薬の残りなど、保護者の判断で持参した薬はお預かりできません。

2) 必要な書類(提出がないと薬をお預かりできません。)

①薬の依頼書(この裏面に記入してください)

②薬局から提供される調剤内容を示す書類を①に添付してください。

(②の書類がない場合は薬の外袋を添付してください。②については園で確認後お返しします。)

3) 医師の診察を受ける際は、お子さんが保育園に通っていること、日中の薬は保護者が飲ませることができないため与薬を保育園に依頼する場合があること、また必要時には保育園から病院に問い合わせる場合があることを伝えてください。

4) 症状を判断して与えなければならない薬(熱がでたら、発作が起こったら使うなどの薬)は、その都度保護者に連絡し、使用について確認させていただきますのでご承知おきください。

### ■その他

病気で体力が落ちているときは、たとえ静かにしていてもお子さんはいつも以上に疲れるものです。お子さんのため、また他の園児に病気をうつさないためにも、お子さんの状態をよく観察し、無理な登園はお控えください。

#### ◇薬の持参方法◇

①処方された薬に「依頼書」および「調剤内容を示す書類」を添付して持参ください。

②薬は与薬誤りを防ぐため、当日分のみのお預かりとなります。

③薬には必ず名前と日付を記入してください。

(薬が小さくて名前が書けない場合はナイロン袋等に名前を書き、その中に薬を入れてください。)

④薬と依頼書は、登園時に保育士に手渡ししてください。

#### ◇依頼書について◇

①1枚の依頼書で最長5日まで依頼できますが、毎日押印(またはサイン)をして、登園の際に薬と一緒に保育士へ手渡ししてください。

②依頼書は毎日薬連絡袋に入れてお返します。翌日は薬と依頼書を連絡袋に入れて持参してください。

③与薬が終了したときは、連絡袋に依頼書を入れて園に返却してください。

#### ◇発作時等の薬について◇

発作時などに使用する薬については別の依頼書がありますので、園にお問い合わせください。

不明な点や心配なことがありましたらお気軽に保育園へお問い合わせください。